

板橋区景観色彩ガイドライン

Color Scape Guidelines for Itabashi City

平成24年3月

住宅地



住商混在市街地

住工複合市街地



もくじ

| | |
|--|------|
| ① ビジュアル解説いたばしの色 | P.3 |
| 01 色彩から考える板橋の景観づくり | P.3 |
| 02 板橋らしい風景と色彩 | P.4 |
| 03 区が目指す色彩景観 | P.5 |
| ② 景観色彩ガイドラインの目的と構成 | P.6 |
| 01 景観色彩ガイドラインの目的 | P.6 |
| 02 景観色彩ガイドラインの対象 | P.6 |
| 03 景観色彩ガイドラインの対象とならないもの | P.7 |
| 04 景観色彩ガイドラインの使い方 | P.8 |
| ③ 板橋らしさを育む色彩の配慮事項 | P.9 |
| 01 景観色彩の秩序 | P.9 |
| 02 8つの景観要素と色彩 | P.10 |
| 02-1 崖線…融和の色 | P.11 |
| 02-2 川…うるおいの色 | P.12 |
| 02-3 道…連なりの色 | P.13 |
| 02-4 商店街…にぎわいの色 | P.15 |
| 02-5 住宅地…落ち着きの色 | P.16 |
| 02-6 公園・緑地…憩いの色 | P.17 |
| 02-7 農地…ふるさとの色 | P.18 |
| 02-8 工場…活力の色 | P.19 |
| 03 建築用途と色彩 | P.20 |
| 04 建築の規模や形態に応じた色彩 | P.21 |
| 05 大規模建築物の色彩設計プロセス | P.22 |
| ④ 板橋区景観計画における色彩基準 | P.23 |
| 01 一般地域の色彩の解説 | P.23 |
| 02 景観形成重点地区 板橋崖線軸地区の色彩の解説 | P.25 |
| 03 景観形成重点地区 石神井川軸地区の色彩の解説 | P.26 |
| ⑤ 一般地域の色彩ガイドライン | P.28 |
| 01 ゾーン区分について | P.28 |
| 02 住宅地の推奨色と考え方 | P.29 |
| 03 住商混在市街地の推奨色と考え方 | P.33 |
| 04 住工複合市街地の推奨色と考え方 | P.37 |
| ⑥ 景観形成重点地区の色彩ガイドライン | P.41 |
| 01 各地区に求められる色彩 | P.41 |
| 02 板橋崖線軸地区(主要道路沿いの商業集積地)の推奨色と考え方 | P.42 |
| 03 板橋崖線軸地区(住宅地)の推奨色と考え方 | P.46 |
| 04 石神井川軸地区の推奨色と考え方 | P.50 |
| ⑦ 公共施設の色彩ガイドライン | P.54 |
| 01 公共施設の役割 | P.54 |
| ⑧ 屋外広告物の色彩ガイドライン | P.55 |
| 01 屋外広告物と景観 | P.55 |
| ⑨ みんなで取組む景観づくり | P.56 |
| 01 戸建住宅の色彩の考え方 | P.56 |
| 02 身近な風景の色彩と工夫 | P.57 |
| ⑩ 色彩の基礎知識 | P.58 |
| 01 マンセル表色系 | P.58 |

1 ビジュアル解説いたばしの色

1 ビジュアル解説いたばしの色

01 色彩から考える板橋の景観づくり

Q. なぜ色彩に取り組む？ A. 区民のみなさんで景観づくりを考えるためです。

景観を構成している全ての要素はそれぞれ色彩を持っています。

区民のみなさんで景観づくりを考えるとき、建物の構造などの専門的な分野と違い、色彩は誰にでもイメージしやすい最も身近な事象です。

それゆえに、好きな色を壁面に塗ったら派手なものになってしまったなど失敗例も多いのですが、建物の色彩は、洋服と違い着替えることは容易ではありません。

板橋区では、区・事業者・区民のみなさんのそれぞれが当事者として景観の色彩を考え協力し合いながら、板橋らしい色彩景観の形成を目指します。



Q. どうして色彩のルールが必要な？ A. それぞれの地域にふさわしい色彩を使うためです。

板橋区の街並みを見渡すと、落ち着いた風景のなかで周辺に対して違和感を感じさせるけばけばしい色に出会うことがあります。

街並みの色彩は、自然や立地条件などが影響して長い時間をかけて多くの人々によって育まれるものです。

こうして継承されてきた街並みの本来の色彩に目を向けず、個人の嗜好で好き勝手な色彩を選択してしまうと、本来の板橋らしい色彩は失われてしまいます。

そこで、区では手がかりとなる地域の色彩を調べ、それぞれの地域にふさわしい色彩を用いて地域らしさを伸張していくために、色彩のルールを定めています。



Q. どうして周りの風景に合わせなければならないの？ A. 周辺との関係を整えることで美しい景観が生まれます。

美しい色彩景観は、景色をつくる様々な要素の全てが調和して形成されます。

板橋区では、武蔵野台地と荒川低地の起伏に富んだ土地形状を土台に、板橋崖線、荒川・新河岸川・石神井川の河川などの自然が骨格となり、工・商・住の様々な用途の建物が肩を寄せ合いながら親しみやすい風景をつくり出しています。

昔から、向こう三軒両隣という近所がお互いに助けあって暮らすという習慣がありますが、景観も同じで個々の建物だけでは良い景観をつくることはできません。

板橋ならではの自然や隣り合う建物への影響を考えて、調和が感じられる風景をつくり出すことが大切です。



Q. 色彩に取り組むメリットは？ A. 愛着が増した住み良いまちは地域の価値を高めます。

板橋固有の景観資源や自然を生かして、美しいまちの風景を整えることで、まちへの愛着や誇りが増します。

また、周囲を混乱させるような、けばけばしい色彩がないまちや風景を守るルールがあるまちは、資産価値が高いことが調査結果などから明らかになっています。

区民のみなさんがまちの色を考え、まちを好きになることが、まちを美しくし、その価値を高めることにつながるのです。



1 ビジュアル解説いたばしの色

02 板橋らしい風景と色彩

ちとせみどり
千歳緑

崖線緑地
10GY3.0/3.0



すすたけいろ
爆竹色

茅葺き屋根
10YR4.0/2.0

ろうげいろ
象牙色

漆喰壁
10YR8.5/1.5



こるくいろ
コルク色

板橋(高欄)
7.5YR5.0/3.0



くちばいろ
朽葉色

富士大山路
の道しるべ
10YR4.5/1.0

けんぼういろ
憲房色

志村一里塚
の石垣
10YR4.0/1.0



きなりいろ
生成色

外壁
10YR9.0/1.0

あまいろ
亜麻色

外壁
7.5YR8.0/2.0



まつばいろ
松葉色

ケヤキの葉
7.5GY5.0/4.0



はいちゃ
灰茶

畑の土
10YR3.5/3.0



こふんいろ
胡粉色

外壁
10YR9.0/0.5

うのはないろ
卵の花色

外壁
5.0Y8.5/0.5



03 区が目指す色彩景観

板橋区は、首都東京を支える生活都市であり、中山道板橋宿・川越街道上板橋宿などを中心として古くから繁栄してきた「商」、戦後の復興と高度経済成長を支えてきた「工」、都市における貴重な農地や民俗芸能文化などのふるさと板橋の原風景を今に伝える「農」の活気あふれる都市として発展してきました。

また、武蔵野台地の崖線の樹林や湧水、荒川・石神井川などの自然に恵まれたまちでもあります。

こうした板橋の都市の成り立ちや風土が感じられる景観を守り育て、区民のみなさんと協働しながら、“ひと、もの、まち”の調和が心地よい場をつくる板橋らしい色彩景観を創出します。

“ひと、もの、まち”の調和が心地よい場をつくる板橋の色彩景観を目指して

特徴ある自然

板橋区を横断する武蔵野台地の崖線は地形に変化をもたらし、豊かな樹林地を形成しています。都市化が進行した今日でも、崖線とその樹林地、湧水などの自然は、公園や文化財などとともに保全され、区の景観を特徴づける大切な資源として多くの区民に親しまれ、暮らしにうおいを与えています。

また、区を貫流する3つの河川はそれぞれに特徴を持つ沿川景観を形成しており、河岸の緑と開放的な空間は、季節や時間の移ろいを感じさせ、都市の貴重な憩いの場となっています。

板橋区の景観の特徴として、こうした自然が人々の暮らしに近接して存在し、日常の何気ないひとこまとして共存している点が挙げられます。

区では、こうした特徴ある自然がもつ穏やかな色彩やその季節変動などを尊重し、区民が力をあわせて守り、築いてきた共存の景観を継承していくことを目指します。



歴史と文化



区内には、崖線の自然とともに守り受け継がれてきた歴史的社寺が鎮座しているほか、中山道沿いには歴史的な商家や遺構、再生整備された板橋などが残されており、こうした歴史資源の存在を引き立てる、落ち着いた色彩が基調として用いられています。

また、昭和初期に整備された常盤台にはクルドサックやプロムナードなどの特徴的な都市基盤とともに、風格ある住宅群が整備されるなど、区内の住宅地では様々な時代の趣向と技術を反映した文化的な暮らしが営まれています。

住宅等の更新や高層化が進むなか、こうした歴史や文化を継承することは地域のアイデンティティを高め、誇りや愛着を育む要素ともなります。

区では、歴史や文化の彩りを尊重し、今後整備される新しい建築物等が互いに引き立て合いながら共存する色彩景観を形成していくことを目指します。

暮らしある街並み

板橋区には、宿場町を基盤とする商店街や鉄道整備に合わせて発達した商店街など、数多くの商店街が互いの活気を競い合いながら存在しています。また、河川沿いには大規模な工場や倉庫が立地するほか、製造業や印刷業などの町工場も多く、多様な建築物が身を寄せ合いながら共存しています。

また、近年では道路の拡幅に伴う街並み整備や、商店街の高層化などによって、数多くのマンションが整備されるようになってきています。

多様な用途の建築物は、風情ある暮らしの風景を育んでいる一方、様々な用途・規模の建築物が接し合う中で、互いへの配慮が求められる場所も多く見られるようになってきました。

区では、商、住、工、農それぞれの特徴が現れたメリハリある色使いを誘導するとともに、異なる用途が接する際の配慮など、互いをおもんばかる温かさがある街並みの形成を目指します。



2 景観色彩ガイドラインの目的と構成

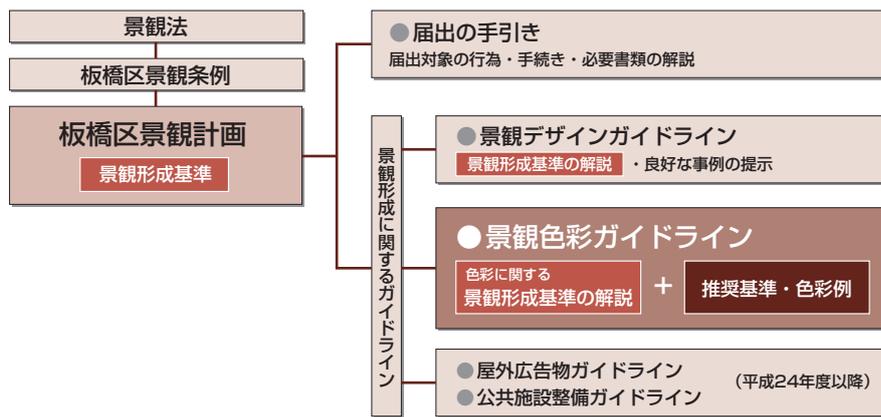
2 景観色彩ガイドラインの目的と構成

01 景観色彩ガイドラインの目的

板橋区では、平成 23 年 8 月から景観法に基づく板橋区景観計画を運用しています。

板橋区景観計画においては、【景観形成重点地区】とそれ以外の区全域を示す【一般地域】のそれぞれに景観形成基準を定めています。

景観色彩ガイドラインは、板橋区景観計画に位置づけられた色彩に関する景観形成基準について、その内容や考え方をわかりやすく解説するとともに、新たに推奨基準を定めて良好な景観形成を進めることを目的としています。



景観色彩ガイドラインの位置づけ図

2 景観色彩ガイドラインの目的と構成

02 景観色彩ガイドラインの対象

景観色彩ガイドラインは、板橋区内で下表に示す建築物等の新築、増築、改築や外観の変更などを行う場合に、あらかじめ「板橋区景観条例」に基づく届出が義務づけられている建築物等を対象としています。(詳細は届出の手引きをご覧ください。)

また、一般地域においては届出規模に満たない戸建住宅等の小規模建築物等についても、色彩の考え方を P.56 に掲載しています。

| 種別 | 届出対象行為 | 届出規模 | |
|-------|---|--|--|
| | | 一般地域 | 景観形成重点地区 |
| 建築物 | 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替、色彩の変更又は景観計画の基準に適合していない物件の同色の塗替 | 高さが 20 m 以上、延床面積が 2,000 m ² 以上又は敷地面積が 1,000 m ² 以上 ただし、以下に該当するものを除く 1) 工事に必要な仮設の建築物の新築、増築、改築、移転又は外観の模様替若しくは色彩の変更 | 規模に関係なく、対象地域内のすべての行為 ただし、以下に該当するものを除く 1) 工事に必要な仮設の建築物の新築、増築、改築、移転又は外観の模様替若しくは色彩の変更 |
| 工作物 | 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替、色彩の変更又は景観計画の基準に適合していない物件の同色の塗替 | 煙突、鉄柱、裝飾塔、記念塔又は物見塔その他これらに類するもの | 高さ 20 m 以上（建築物又は工作物と一体となって設置される場合は、当該工作物の高さが 4 m を超え、かつその合計の高さが 20 m を超えるもの） |
| | | 昇降機、ウォーターシャフト又はコースターその他これらに類するもの（回転運動をする遊戯施設を含む） 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設又は自動車車庫（建築物である物を除く）その他これらに類するもの | 高さ 20 m 以上 又は 築造面積 2,000 m ² 以上 |
| 開発行為 | 都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為（主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更） | 開発区域面積 500m ² 以上 | 開発区域面積 500m ² 以上 |
| 土地の造成 | 臺地造成等 | 規模に関係なく、対象地域内のすべての行為 | 規模に関係なく、対象地域内のすべての行為 ただし、以下に該当するものを除く 1) 建設工事等に伴う一時的な仮置き |
| | 資材置き場 | — | — |
| | 駐車場の造成 | — | 収容能力 20 台以上の自動車駐車場 ただし、以下に該当するものを除く 1) 建築物に付属する駐車場 |
| 木竹の伐採 | 木竹の伐採 | — | 行為に係る面積 200 m ² 以上 |
| 堆積 | 屋外における土石、廃棄物又は再生資源その他の物件の堆積 | — | 堆積物と一体に利用する土地の区域面積 500 m ² 以上 又は 高さ 5m 以上 ただし、以下に該当するものを除く 1) 堆積の期間が 90 日を超えないもの |

板橋区では、建築物等の外観について、使用面積ごとに色彩基準を定めています。

外壁基本色は、建築物等の外観の基調となる色彩で、外観の印象に大きな影響を与えるほか、周辺の街並みとの連続性などにおいても重要な役割を果たします。

強調色は、外壁基本色を補足し外観の印象を特徴づけたり、外壁基本色と組み合わせて大規模な壁面を分節化するなどの効果を持つ色彩です。

建築物の色彩は、基調色の印象とそれに組み合わせる強調色、屋根色の配色で大きく変化します。適切な配色計画により、美しい街並みを彩る建築物等をデザインしてください。

なお、建築物の規模や種類によっては、必ずしも強調色を必要としない場合があります。

屋根色は、勾配屋根の色彩で、街並みの連続性を創出したり、背景の緑と調和した外観を形成するために重要な色彩です。



| 部位名称 | 面積・要件 |
|-------|--|
| 外壁基本色 | 外壁各面のすべての面積で、外壁基本色の基準に適合した色彩を用いることができます。 |
| 強調色 | 外壁各面の面積の1/5以下は、強調色の基準に適合した色彩を用いることができます。 |
| 屋根色 | 勾配屋根の場合は、屋根色の色彩基準に適合した色彩を用いてください。 |

2 景観色彩ガイドラインの目的と構成

03 景観色彩ガイドラインの対象とならないもの

次のような場合は、色彩基準によらないことができます。

(1) 伝統的素材や自然素材、着色を施していない素材色など

漆喰やいぶし瓦などの伝統的素材、石材や木材などの自然素材は、色彩基準によらないことができます。

また、着色を施していないガラスなどは、色彩基準によらないことができますが、使用する際は周辺景観への影響を十分に考慮してください。



■経年変化によって風格が増す木材などの自然素材

(2) 地域に親しまれ景観資源となっている建築物等

地域に親しまれている景観重要建造物や、文化財、歴史的な神社仏閣などの建築物等は、現況の色彩を尊重します。



■古くから地域に親しまれている神社仏閣など

(3) 独自に色彩基準を定めている地域に立地する建築物等

景観形成重点地区など、独自に色彩基準等を定めている地域では、独自基準を優先します。

(4) 法制度にもとづき色彩基準等が定められている場合

安全や識別の確保のために、他の法令で指定の色彩が定められている場合は、色彩の基準外の色彩を使用できます。

(5) その他

04 景観色彩ガイドラインの使い方

景観色彩ガイドラインの構成の解説

板橋区内で建築物等の新築、増築、改築や外観の変更などをお考えの方は、計画している建築物等の立地を確認し、該当するページをご覧ください。

景観計画に定められている色彩基準や、色彩選定の基本的な考え方、景観要素とその周辺における色彩の配慮事項、建築物等が立地する地域ごとに色彩景観形成の方向性と推奨する色彩の範囲等を定めています。

| | | |
|--|---|-----------------------------|
| みなさんに共通してご理解いただきたい内容 | 板橋区が目指す色彩景観 | ① ビジュアル解説いたばしの色 …… P.3 |
| | 景観色彩ガイドラインの使い方 | ② 景観色彩ガイドラインの目的と構成 …… P.6 |
| 必ず守る必要がある色彩基準 <small>(適合しない場合は変更命令を行う場合があります)</small> | 色彩の配慮事項 板橋区における景観色彩の秩序や、景観要素周辺における色彩の配慮事項、大規模建築物の色彩を計画する際の配慮事項とプロセスを解説しています。 | ③ 板橋らしさを育む色彩の配慮事項 …… P.9 |
| | 景観計画における色彩基準の把握 必ず守らなければならない板橋区景観計画に定められた色彩基準(行為の制限)を解説しています。 | ④ 板橋区景観計画における色彩基準 …… P.23 |
| おすすめの色彩 | 一般地域の場合…ゾーン区分別の推奨色等の把握 用途地域に応じて該当するゾーン区分の推奨色等を把握してください。 | ⑤ 一般地域の色彩ガイドライン …… P.28 |
| | 景観形成重点地区の場合…地区別の推奨色等の把握 景観形成重点地区の推奨色等を解説しています。 | ⑥ 景観形成重点地区の色彩ガイドライン …… P.41 |
| 建築物に付帯する要素の色彩 | 公共施設、屋外広告物の色彩の基本的な考え方 今後ガイドラインを策定予定である公共施設、屋外広告物の色彩の基本的な考え方を解説しています。 | ⑦ 公共施設の色彩ガイドライン …… P.54 |
| | 戸建住宅の色彩の考え方、身近な風景を工夫するアイデア 届出規模に満たない建築物や身近な要素も景観をつくる大事な色彩です。 | ⑧ 屋外広告物の色彩ガイドライン …… P.55 |
| 小規模建築物などの色彩 | マンセル表色系、色彩の届出方法の解説 | ⑨ みんなで取組む景観づくり …… P.56 |
| 参考資料 | | ⑩ 色彩の基礎知識 …… P.58 |

届出と手続きの流れ

「板橋区景観計画」で定められた行為、規模に該当する場合は、景観法及び板橋区景観条例に基づく届出が必要になります。届出から行為の着手に至るまでの流れは下図の通りです。

「景観計画等への適合の確認」の項目のひとつとして本書に示した色彩基準が用いられます。

